

第1日

平成27年5月1日（金）

午前10時零分開会

○臨時議長（重松一英君） これより平成27年第2回朝倉市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で、会議は成立いたします。

議長選挙までの議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

日程に従いまして、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席といたします。

ここで、市長招集挨拶を許可します。市長。

（市長登壇）

○市長（森田俊介君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに平成27年第2回朝倉市議会臨時会を招集し、新しく市民の負託により選ばれました議員各位をお迎えすることを、心からうれしく思います。

議員各位におかれましては、先般執行されました朝倉市として3回目となる市議会議員選挙において、前回選挙から2人少なくなった18人の議員定数に対し、21人が立候補された激戦を制し、当選の榮譽に輝かれましたことに心からお喜び申し上げます。

さて、国は少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への過度の人口集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたり活力ある日本社会を維持していくため、まち・ひと・しごと創生法を制定し、2060年に1億人程度の人口を確保する長期ビジョンと今後5年間の政策目標を示した総合戦略を策定しました。

本市におきましても人口の現状を分析し、人口に関する地域住民と認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示する人口ビジョンとあわせて、これを踏まえた地方版総合戦略の策定を進めているところであります。

策定に当たっては、地域の実情を考慮し、単に外部委託するのではなく、みずからの知恵とアイデアで策定することが求められています。庁内において創生本部を設置するとともに、市民を初め、産官学金労言の各分野、これは産業団体、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア等のことですが、これらの方々に参画いただく創生会議を設置し、また議会の御意見も伺いながら策定してまいりますので、御協力のほどよろしく願います。

また、庁舎の耐震不足の対応としまして、3月に庁舎整備検討市民会議から庁舎の耐震改修ではなく、新規の建てかえが中間報告として提出されました。建てかえに当たっては、将来の財政負担を十分考慮することの意見も付記されています。さらに、議会の特別委員

会でも同様の意見書が提出されました。これらの意見を尊重し、将来の財政状況を判断しながら新庁舎を建設していきます。

私は、平成22年から市政を担当させていただき2期目となっておりますが、当初から親と子と孫と一緒に暮らす朝倉市づくりを目指して取り組んでまいりました。さまざまな施策を実施していくには、議員各位の御協力が必要となります。市政運営に対しまして温かい御支援と御理解、御指導を賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします。

(市長降壇)

○臨時議長(重松一英君) 議事進行上、暫時休憩いたします。

午前10時4分休憩

午前10時8分再開

○臨時議長(重松一英君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、議長の選挙を行います。

選挙の手續につきましては、会議規則によることにいたします。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○臨時議長(重松一英君) 念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

ただいまの出席議員数は18人であります。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○臨時議長(重松一英君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(重松一英君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○臨時議長(重松一英君) 異常なしと認めます。

それでは、点呼を命じます。係長。

○議会係長(伊東正裕君) それでは点呼いたします。

- | | | |
|------------|-------------|-------------|
| 1 番和田庄治議員 | 2 番小島清人議員 | 3 番佐々木明子議員 |
| 5 番鹿毛哲也議員 | 6 番半田雄三議員 | 7 番堀尾俊浩議員 |
| 8 番今福勝義議員 | 9 番稻富一實議員 | 10 番中島秀樹議員 |
| 11 番浅尾静二議員 | 12 番柴山恭子議員 | 13 番大庭きみ子議員 |
| 14 番富田栄一議員 | 15 番村上百合子議員 | 16 番梶原康嗣議員 |

17番手嶋栄治議員 18番実藤輝夫議員 4番重松一英議員
(投票)

○臨時議長(重松一英君) 投票漏れはありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(重松一英君) 投票漏れなしと認めます。
これにて投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。
(議場開鎖)

○臨時議長(重松一英君) ただいまから開票を行います。
会議規則第30条第2項の規定により開票立会人に手嶋栄治議員、及び和田庄治議員を指名いたします。
それでは、両議員の立ち会いをお願いします。演壇までお願いします。
(開票)

○臨時議長(重松一英君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 18票。

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 18票

無効投票 ゼロ票

有効投票中

浅尾静二議員 12票

実藤輝夫議員 4票

富田栄一議員 1票

和田庄治議員 1票

以上のおおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。

よって、浅尾静二議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました浅尾静二議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、告知いたします。

浅尾静二議員の御挨拶をお願いいたします。浅尾静二議員。

(浅尾静二君登壇)

○議長(浅尾静二君) 議長就任に当たり、一言御挨拶申し上げます。

このたびの議員改選後における議長選挙におきまして、私、皆様の御支持をいただき議長へ当選させていただきましたこと、心より感謝を申し上げます。

また、私は浅学非才であり、この議会運営をやっているか不安ではございますけども、

議員各位の皆様の御協力、御支援を心よりお願い申し上げます。

さて、朝倉市は今、さまざまな問題を抱えております。少子高齢化、人口減少という課題を抱えておられて、非常に難しい状況でもございます。また、朝倉農業跡地活用事業、市庁舎整備の問題、さまざまな問題を抱えている状況でもございます。この解決には皆様方の御協力なしでは解決できないと思っております。

また、この議会運営におきましては、議会事務局の皆様御協力、そして市長を初め、執行部の御協力も必要だと、さらなる御指導、御鞭撻をお願いしたいと思います。

重ねてのお願いですけれども、皆様方の御協力、御支援をお願いを申し上げさせていただきます。議長就任の御挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

（浅尾静二君降壇）

○臨時議長（重松一英君） 以上をもちまして、臨時議長の職務を全て終了いたしました。皆様御協力、まことにありがとうございました。

それでは、浅尾静二議長、議長席にお着き願います。

（浅尾議長 議長席へ着く）

○議長（浅尾静二君） 議事進行上、暫時休憩いたします。

午前10時26分休憩

午前10時36分再開

○議長（浅尾静二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまからの議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

それでは、副議長の選挙を行います。

選挙の方法は、議長の選挙と同様、会議規則によることといたします。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（浅尾静二君） 念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

ただいまの出席議員は18人です。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（浅尾静二君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(浅尾静二君) 異常なしと認めます。

それでは、点呼を命じます。係長。

○議会係長(伊東正裕君) 点呼いたします。

1 番和田庄治議員	2 番小島清人議員	3 番佐々木明子議員
4 番重松一英議員	5 番鹿毛哲也議員	6 番半田雄三議員
7 番堀尾俊浩議員	8 番今福勝義議員	9 番稲富一實議員
10 番中島秀樹議員	12 番柴山恭子議員	13 番大庭きみ子議員
14 番富田栄一議員	15 番村上百合子議員	16 番梶原康嗣議員
17 番手嶋栄治議員	18 番実藤輝夫議員	11 番浅尾静二議員

(投票)

○議長(浅尾静二君) 投票漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 投票漏れなしと認めます。

これにて投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(浅尾静二君) ただいまから開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により開票立会人に実藤輝夫議員、及び中島秀樹議員を指名いたします。

それでは、両議員の立ち会いをお願いします。演壇までお願いします。

(開票)

○議長(浅尾静二君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 18票。

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 16票

無効投票のうち白票が2票

有効投票中

柴山恭子議員 11票

実藤輝夫議員 1票

大庭きみ子議員 1票

村上百合子議員 1票

和田庄治議員 1票

富田栄一議員 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。

よって、柴山恭子議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました柴山恭子議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、告知いたします。

柴山恭子議員の御挨拶をお願いいたします。

(柴山恭子君登壇)

○副議長(柴山恭子君) 柴山恭子でございます。皆様、どうぞよろしくをお願いいたします。

私、副議長となりましたので、浅尾静二議長をしっかりと補佐しながら、前回制定されました朝倉市議会基本条例をもっと活用してすばらしい議会としたいと思っております。

一人一人の市民の皆様の意見を吸い上げるためにも、議員各位の自由闊達な意見を吸い上げ、その中からいろいろなことを提案していけたらと思っています。どうぞ皆様の御協力のほどよろしくお願いいたします。(拍手)

(柴山恭子君降壇)

○議長(浅尾静二君) 議事進行上、暫時休憩いたします。その場でお願いいたします。

午前10時52分休憩

午前10時55分再開

○議長(浅尾静二君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議員の氏名とその議席番号を職員に朗読させます。議会係長。

○議会係長(伊東正裕君) それでは、議席番号を朗読いたします。

1番和田庄治議員 2番小島清人議員 3番佐々木明子議員
4番重松一英議員 5番鹿毛哲也議員 6番半田雄三議員
7番堀尾俊浩議員 8番今福勝義議員 9番稲富一實議員
10番中島秀樹議員 11番大庭きみ子議員 12番富田栄一議員
13番村上百合子議員 14番梶原康嗣議員 15番手嶋栄治議員
16番実藤輝夫議員 17番柴山恭子議員 18番浅尾静二議員
以上でございます。

○議長(浅尾静二君) ただいま朗読したとおり議席を指定いたします。

次に、会期についてお諮りいたします。

本臨時会の会期は、お手元に配付いたしております会期日程表のとおり、本日1日間と

いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

1 番和田庄治議員

2 番小島清人議員

を指名いたします。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午前10時58分休憩

午後1時6分再開

○議長(浅尾静二君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、

総務文教常任委員に、

佐々木明子議員 半田雄三議員 堀尾俊浩議員

中島秀樹議員 富田栄一議員 浅尾静二議員

以上の6人を、

環境民生常任委員に、

和田庄治議員 小島清人議員 今福勝義議員

大庭きみ子議員 梶原康嗣議員 柴山恭子議員

以上の6人を、

建設経済常任委員に、

重松一英議員 鹿毛哲也議員 稲富一實議員

村上百合子議員 手嶋栄治議員 実藤輝夫議員

以上の6人を、それぞれ指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議員を、それぞれの常任委員に選任することに決しました。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午後1時9分休憩

午後2時17分再開

○議長（浅尾静二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、

堀尾俊浩議員 今福勝義議員 稲富一實議員

中島秀樹議員 大庭きみ子議員 村上百合子議員

以上の6人を指名したいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました6人を議会運営委員に選任することに決しました。

あらかじめお伝えします。

本日の会議は、時間の都合で午後7時まで延長いたします。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午後2時18分休憩

午後4時2分再開

○議長（浅尾静二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

本件は、当組合同規約第5条の規定により行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦にて行いたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦によることに決しました。

お諮りいたします。

指名は議長において指名することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

それでは、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合議会議員に、

重松一英議員 堀尾俊浩議員 大庭きみ子議員 富田栄一議員

村上百合子議員 梶原康嗣議員 柴山恭子議員 浅尾静二議員

以上の8名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました8人を当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました8人が甘木・朝倉広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。

次に、甘木・朝倉・三井環境施設組合議会議員の選挙を行います。

本件は、当組規約第5条の規定により行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦にて行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦によることと決しました。

お諮りいたします。

指名は議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

それでは、甘木・朝倉・三井環境施設組合議会議員に、

小島清人議員	鹿毛哲也議員	半田雄三議員	今福勝義議員
稲富一實議員	柴山恭子議員	浅尾静二議員	

以上、7人を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました7人を当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました7人が甘木・朝倉・三井環境施設組合議会議員に当選されました。

次に、久留米市外三市町高等学校組合議会議員の選挙を行います。

本件は、当組規約第5条の規定により行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦にて行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦によることに決しました。

お諮りいたします。

指名は議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

それでは、久留米市外3町高等学校組合議会議員に、

半田雄三議員 中島秀樹議員

以上の2人を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました2人を当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました2人が久留米市外三市町高等学校組合議会議員に当選されました。

今までの選挙で当選された方々が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定による告知をいたします。

次に、議案等の上程を行います。

本日、市長から報告1件、議案6件の送付を受けました。

これを一括上程し、提案理由の説明を求めます。市長。

(市長登壇)

○市長(森田俊介君) 本臨時会に提案申し上げております議案につきまして、ただいまから提案理由の概要を説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

本臨時会では、報告について1件、専決処分について2件、条例の一部改正について1件、工事請負契約の締結について1件、教育長の任命について1件、監査委員の選任について1件、合計7件の議案等を提案申し上げ、御審議をお願いする次第であります。

まず、報告第1号専決処分の報告につきましては、調停の成立について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告申し上げます。

次に、第45号議案朝倉市税条例等の一部を改正する条例の制定に係る専決処分につつま

しては、地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日から施行されたことに伴い、朝倉市税条例等の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告申し上げ、承認を求めるものであります。

第46号議案朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日から施行されること等に伴い、朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次に、第47号議案朝倉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令により介護保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、所得の少ない第1号被保険者の一部について、平成27年度から平成29年度の保険料率を改定したいので、この条例を制定しようとするものであります。

次に、第48号議案工事請負契約の締結につきましては、朝倉市新秋月郷土館（仮称）建設建築主体工事を施工するため、指名競争入札により工事請負人を定めましたが、その者と工事請負契約を締結するに当たり、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、第49号議案朝倉市教育委員会教育長の任命につきましては、宮崎成光を朝倉市教育委員会教育長として任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

最後に、第50号議案朝倉市監査委員の選任につきましては、朝倉市監査委員、手嶋栄治の任期が本年4月30日に満了したことに伴い、議員のうちから再度同人を朝倉市監査委員として選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決等いただきますようお願い申し上げます。

（市長降壇）

○議長（浅尾静二君） 補足説明があれば承ります。

なければ、以上で提案理由の説明は終わりました。

議案考案のため、暫時休憩いたします。その場でお願いします。

午後4時13分休憩

午後4時15分再開

○議長（浅尾静二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、議案等の質疑を行います。

質疑は、申し合わせにより、同一議題について3回までとなっております。御了承願います。

それでは、報告第1号専決処分の報告について（調停の成立について）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第45号議案専決処分について（朝倉市税条例等の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第46号議案専決処分について（朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第47号議案朝倉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第48号議案工事請負契約の締結について（新秋月郷土館（仮称））を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第49号議案朝倉市教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

第50号議案の質疑に入る前に、地方自治法第117条の規定により、手嶋栄治議員の退席を求めます。

（15番手嶋栄治君退席）

○議長（浅尾静二君） それでは、第50号議案朝倉市監査委員の選任についてを議題といたします。質疑はありませんか。

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

ここで、手嶋栄治議員の着席を許可します。

（15番手嶋栄治君着席）

○議長（浅尾静二君） 以上で、議案等の質疑は終わりました。
お諮りいたします。

第45号議案、第46号議案、第47号議案、第48号議案、第49号議案及び第50号議案については、会議規則第35条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに本会議において議決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午後4時19分休憩

午後5時18分再開

○議長（浅尾静二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、第45号議案専決処分について（朝倉市税条例等の一部を改正する条例の制定について）を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。

よって、第45号議案は原案のとおり承認されました。

次に、第46号議案専決処分について（朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。

よって、第46号議案は原案のとおり承認されました。

次に、第47号議案朝倉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。

よって、第47号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第48号議案工事請負契約の締結について（新秋月郷土館（仮称））を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。

よって、第48号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第49号議案朝倉市教育委員会教育長の任命についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。

よって、第49号議案は原案のとおり同意されました。

第50号議案の審議に入る前に、地方自治法第117条の規定により、手嶋栄治議員の退席を求めます。

（15番手嶋栄治君退席）

○議長（浅尾静二君） それでは、第50号議案朝倉市監査委員の選任についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。

よって、第50号議案は原案のとおり同意されました。

ここで、手嶋栄治議員の着席を許可します。

（15番手嶋栄治君着席）

○議長（浅尾静二君） 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から委員会条例第36条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

閉会中の継続調査の申し出を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異

議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査の申し出を日程に追加し、議題とすることに決しました。
お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

(「動議」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 10番中島秀樹議員。

○10番(中島秀樹君) 市庁舎整備特別委員会の設置について動議をお願いいたします。

では、理由を述べさせていただきます。

現在、朝倉市においては、市庁舎整備の基本構想の作成に向けた具体的な整備が進められております。本市議会においても、建築費や建築面積、財政状況などを検討を行い、平成27年第1回定例会において、市庁舎整備検討特別委員会の報告が行われました。

今後も市庁舎整備構想が市民の利便性が向上し、最適な施設となるよう議会独自の調査機関として市庁舎整備特別委員会の設置を求めます。

調査目的につきましては、市庁舎整備に関し必要と認める事項を調査、研究するものであり、議長を除く17名の委員で構成し、その設置期間は調査終了までとさせていただきます。

何とぞ特別委員会の趣旨を御考察いただき、御同意いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長(浅尾静二君) ただいま10番中島秀樹議員から、議長を除く17人の委員で構成し、閉会中も調査を行い、その期間は調査終了までとする市庁舎整備特別委員会を設置したいとの動議が提出されました。

この動議が成立するための必要賛成者数は、会議規則第15条の規定により、発議者を含む3人以上であります。

この動議について、賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(浅尾静二君) 起立17名であり、所定の賛成者がおりますので、本動議は成立いたしました。

お諮りいたします。

本動議を日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。

よって、本動議を日程に追加し、議題とすることに決しました。

お諮りいたします。

本動議のとおり、市庁舎整備特別委員会を設置することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。

よって、議長を除く17人の委員で構成し、閉会中も調査を行い、その期間は調査終了までとする市庁舎整備特別委員会を設置したいとの動議のとおり決しました。

引き続き、特別委員の選任を行います。

お諮りいたします。

特別委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く17名の皆さんを指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名されました17名の皆さんを市庁舎整備特別委員に選任することに決しました。

以上をもって、本臨時会に付された事件は全て終了いたしました。

これにて、平成27年第2回朝倉市議会臨時会を閉会いたします。

午後5時27分閉会